

# 原材料等の物価高騰の影響を受ける 食品製造事業者を支援します!

## － 令和7年度 食品産業物価高騰対応支援事業費補助金 －

厳しい経済・物価情勢下でも成長を目指す食品製造事業者に対し、商品改良や販路拡大、及びそれに関連する製造機器・設備購入等に要する経費を助成します。（国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」活用事業）

### 補助対象の取組の例示

以下の取組の組み合わせにより、商品販売額を増加させる、原材料等の物価高騰分を商品価格に転嫁するなど、今後の収益構造の改善を図るための取組

- 商品を小分け・個包装化したい
- 加工方法等を見直して新商品として販売したい。
- 商品ラベルやパッケージを変更したい。
- 新たな販路開拓のために商談会に出展したい。
- ECサイトを新設又はECモールに出店したい。

<上記に付随する製造機器等の購入や広告宣伝>

- ・ 変更後のラベルを効率的に貼るラベラーの購入
- ・ 変更後の製造に必要な急速凍結機や冷蔵庫の購入
- ・ 新商品販売のためECサイトに誘導するWeb広告

### 補助対象外の取組の例示

以下のような取組については、本補助金の対象とはなりませんのでご注意ください。

- × 冷蔵庫やボイラーの買い換え等の、単なる機器・設備の更新
- × 食品製造のためではなく、対面小売販売のための機器・設備の購入
- × 既存商品に関する単なるWEB広告
- × 事業期間前からの継続的な取組や事業期間中に完了できない取組
- × パソコン等の汎用性がある機器の購入

## I 補助対象者

以下の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 中小企業者（みなしだ企業を除く）のうち、食品製造業、または清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業、製氷業を営む者であること
- ② 県内に主たる拠点を有し、かつ概ね1年以上の事業実績があること
- ③ 自社で食品を製造していること

## 2 補助対象経費

①商品改良、販路拡大等に係る経費（必須！） ※ 補助対象経費全体のうち概ね1／5以上	(1) 商品改良・開発やパッケージの見直しに係る経費（試作費、パッケージ変更費、ラベルデザイン費等） (2) 商談会、展示会、ECサイト販売等への出展経費（商談会出店費、販促資材作成費、旅費等） (3) その他物価高騰に対応するために必要な経費（(1)以外の、商品の生産コストとすべき経費は対象外）等
②上記に付随する経費	(1) 製造機器・設備の購入費、運搬費、設置費（撤去処分費は除く）、試運転費 等 (2) 広告掲出費

## 3 補助率等

補 助 率	補 助 上 限 額	補 助 下 限 額	事 業 期 間
2／3以内	300万円	50万円	令和9年2月1日まで

詳しい申請方法は、裏面をご確認ください！（※ 事前相談が必須です）

## 4 募集期間

- ・ 事前相談期間： 令和8年1月16日（金）～令和8年3月2日（月） 17時必着
- ・ 申請期間： 令和8年2月25日（水）～令和8年3月24日（火） 12時必着

## 5 採択申請方法

### <注意事項>

- ・ 申請には、**(1) 事前相談が必須です。**

※ 期間内に事前相談をされない場合、**(2) 申請を受け付けることができません。**

- ・ 申請手続の詳細は、以下の要領・要項をご確認ください。
  - 食品産業物価高騰対応支援事業費補助金実施要領
  - 食品産業物価高騰対応支援事業費補助金募集要項

### (1) 事前相談 (=「事前相談シート」の提出)

- ・ 以下の提出書類を、以下の提出方法により、以下の申請先までご提出ください。

【提出書類】 事前相談シート

【提出方法】 郵送又はメール、FAX、手渡し

※ 到達確認のため、書類提出後は電話にて連絡ください。

- ・ 提出後に、事前相談シートの内容に基づき県から確認の連絡をいたします。

### (2) 申請

- ・ 以下の①～⑤の採択申請書類を、以下の提出方法により、以下の申請先までご提出ください。

【申請書類】 ① 採択申請書（事業等実施計画書、誓約書を含む）

② 直近2期分の財務諸表（個人事業主の場合は、確定申告書）

（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書）

③ 定款及び履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、住民票の写し）

④ 会社案内等会社の概要が分かるもの

⑤ 事業計画書内の対象経費の積算根拠となる参考見積書

【提出方法】 メール又は郵送、手渡し

※ 到達確認のため、書類提出後は電話にて連絡ください。

## 6 スケジュール



※ 事前に提出された採択申請書等の内容に関して、審査委員による書類審査を行います。

食品産業物価高騰対策事業費補助金や米加工品製造業緊急支援事業費補助金など類似の補助金の採択実績がある場合は、その点も考慮して審査を行い、採択事業者を決定します。

## 秋田県観光文化スポーツ部 食のあきた推進課 食品工業チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 県庁第二庁舎6階

TEL: 018-860-2224 FAX: 018-860-3878 E-MAIL shokusan@pref.akita.lg.jp